

株式売出目論見書

2026年2月



日本リーテック株式会社

この目論見書により行う株式3,965,554,920円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式594,780,180円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.j-rietec.co.jp/ir/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

株式売出目論見書

売出価格 未定

日本リーテック株式会社

東京都千代田区神田錦町一丁目6番地

目 次

頁

【表紙】	
(株価情報等)	
1 【株価、PER及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
第2 【売出要項】	3
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	3
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	4
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	8
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	8
第三部 【参照情報】	9
第1 【参照書類】	9
第2 【参照書類の補完情報】	9
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	12
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	13
第五部 【特別情報】	13
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	14
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	15
2026年3月期第3四半期連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2025年12月31日）の業績の概要	19
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	27

【表紙】

【会社名】	日本リーテック株式会社
【英訳名】	NIPPON RIETEC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 久保 公人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
【電話番号】	03(6880)2713
【事務連絡者氏名】	企画部 財務室長 尾崎 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
【電話番号】	03(6880)2713
【事務連絡者氏名】	企画部 財務室長 尾崎 浩二
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受による売出し 3,965,554,920円 オーバーアロットメントによる売出し 594,780,180円

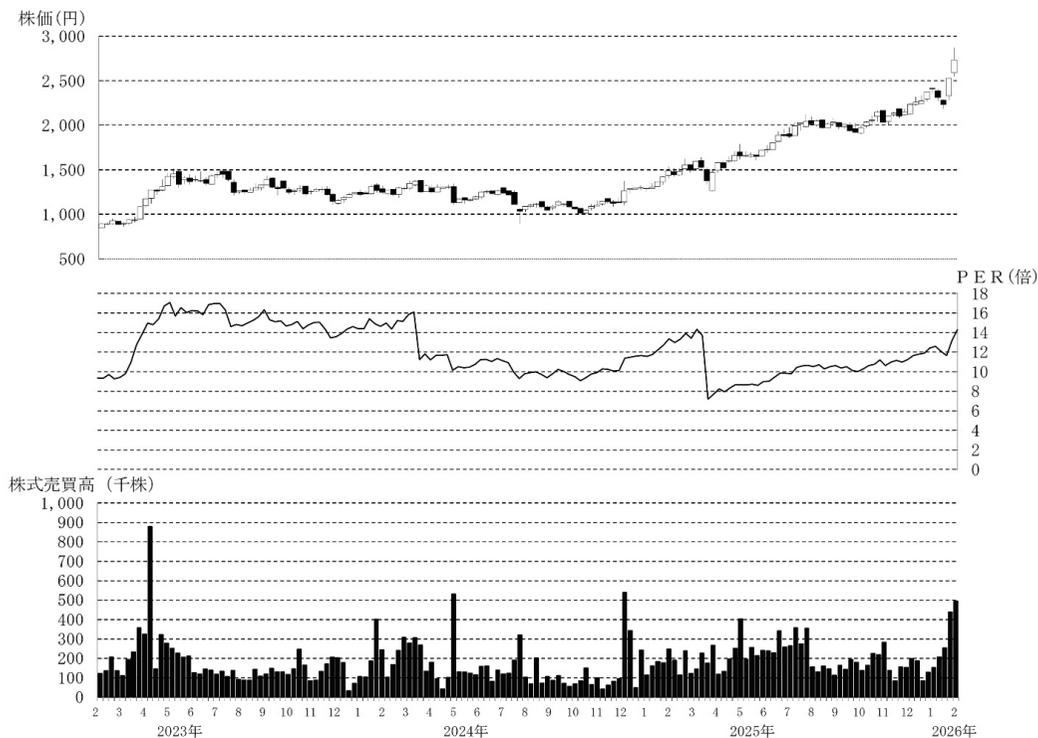
(注) 売出金額は、売出価額の総額であり、2026年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none">1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
--------------	--

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2023年2月20日から2026年2月13日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益 (連結)}}$$

2023年2月20日から2023年3月31日については、2022年3月期有価証券報告書の2022年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2023年4月1日から2024年3月31日については、2023年3月期有価証券報告書の2023年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2024年4月1日から2025年3月31日については、2024年3月期有価証券報告書の2024年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2025年4月1日から2026年2月13日については、2025年3月期有価証券報告書の2025年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

2025年8月20日から2026年2月13日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等 の総数 (株)	株券等保有 割合（%）
光通信株式会社	2025年9月19日	2025年9月26日	変更報告書 (注) 1.	1,318,400	5.15
さくら損害保険株式会社				50,000	0.20

(注) 1. 光通信株式会社及びさくら損害保険株式会社は共同保有者であります。

2. 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2026年3月3日(火)から2026年3月5日(木)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人(以下「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を下記の売出しに係る株式の所有者(以下「売出人」という。)に支払い、本売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	1,494,800株	3,965,554,920	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 630,000株
			東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 359,300株
			東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 199,000株
			大阪市中央区北浜四丁目5番33号(住友ビル) 住友電気工業株式会社 176,500株
			横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1 株式会社京三製作所 130,000株

- (注) 1. 引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から224,200株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 売出価額の総額は、2026年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 (円)	引受 価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. 2. 売出価格等決定 日の株式会社東 京証券取引所 における当社普通 株式の普通取引 の終値（当日に終 値のない場合は、 その日に先立つ 直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗 じた価格（1円未 満端数切捨て）を 仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	自 2026年 3月6日(金) 至 2026年 3月9日(月) (注) 3.	100株	1株につ き売価 格と同 一の金 額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店並び に全国各 支店及び 営業所	東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一 丁目9番2号 三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社	(注) 4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、2026年3月3日(火)から2026年3月5日(木)までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に売出価格及び引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受け取る金額）が決定されます。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.j-rietec.co.jp/ir/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額は異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 株式の受渡期日は、2026年3月12日(木)であります。

申込期間及び受渡期日については上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2026年3月2日(月)から2026年3月5日(木)までを予定しておりますが、実際の売出価格等の決定期間は2026年3月3日(火)から2026年3月5日(木)までを予定しております。

したがって、

- 売出価格等決定日が2026年3月3日(火)の場合、申込期間は「自 2026年3月4日(水) 至 2026年3月5日(木)」、受渡期日は「2026年3月10日(火)」
- 売出価格等決定日が2026年3月4日(水)の場合、申込期間は「自 2026年3月5日(木) 至 2026年3月6日(金)」、受渡期日は「2026年3月11日(水)」
- 売出価格等決定日が2026年3月5日(木)の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	1,270,600株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	224,200株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
7. 申込証拠金には、利息を付けません。
8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	224,200株	594,780,180	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から224,200株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等(売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]https://www.j-rietec.co.jp/ir/) (新聞等)で公表いたします。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び引受価額等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 売出価額の総額は、2026年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2026年3月6日(金) 至 2026年3月9日(月) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式 会社の本店並び に全国各支店及 び営業所	—	—

(注) 1. 株式の受渡期日は、2026年3月12日(木)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
3. 申込証拠金には、利息を付けません。
4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から224,200株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は224,200株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2026年3月25日（水）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年3月25日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2026年3月3日（火）の場合、「2026年3月6日（金）から2026年3月25日（水）までの間」
 - ② 売出価格等決定日が2026年3月4日（水）の場合、「2026年3月7日（土）から2026年3月25日（水）までの間」
 - ③ 売出価格等決定日が2026年3月5日（木）の場合、「2026年3月10日（火）から2026年3月25日（水）までの間」
- となります。

2 ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行及び住友電気工業株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行、引受人の買取引受による売出し以外の売出し及び立会外分売等（ただし、株式分割による新株式発行及び当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 自己株式の消却について

当社は、2026年2月20日（金）の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2026年3月16日（月）付で当社普通株式500,000株の消却を行うことを決定いたしました。なお、消却後の当社の発行済株式総数は25,117,717株となります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)2025年6月25日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第17期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)2025年11月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、2026年2月20日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、2026年2月20日までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は2026年2月20日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがある。なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 市場の動向及び競合

当社グループの事業は、主として建設業に属しているため、公共投資及び民間の設備投資等の動向により市場が著しく縮小する可能性があり、この場合受注額が減少し業績等に影響を及ぼす可能性がある。

また、競合する他社との受注競争の激化等により、低採算化、収益力の低下等、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 法令違反

当社グループは、法令遵守及び企業倫理を確立し、その意識を社内に徹底させるため、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス委員会を設置して企業倫理の強化を図っているが、法令・諸規則に違反する行為又は疑義を持たれる行為が万一発生した場合は、受注状況及び業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 工事における事故の発生

当社グループは、工事の安全を全てに優先し各種工事の施工を行っているが、施工過程において事故や労働災害を発生させた場合、顧客からの信用を失墜させる恐れがあり、受注環境に多大な影響を与えることから、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(4) 工事における品質不良の発生

当社グループは、品質管理には万全を期しているが、万一、重大な契約不適合が発生し、その修復に多大な費用負担が生じた場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 東日本旅客鉄道株式会社との関係について

当社と東日本旅客鉄道㈱との間の主な関係等については、下記「① 資本関係について」から「④ 東日本旅客鉄道グループとの取引関係について」に記載のとおりであるが、当社の重要事項決定等に際して東日本旅客鉄道㈱への報告や決裁を必要とするといった事業活動上の制約等は受けていない。また、鉄道電気設備工事の施工についても、特別な取引条件等はなく、一般的な取引内容の範囲を逸脱するものではないことから、当社の独立性は確保されていると判断している。

これらの東日本旅客鉄道㈱との関係について、何らかの理由により関係が現実には悪化した場合又は悪化したと受け取られた場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性がある。

① 資本関係について

東日本旅客鉄道㈱は、当連結会計年度末現在において当社発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対して19.5%の株式を所有する「その他の関係会社」で筆頭株主である。また、当社は東日本旅客鉄道㈱の持分法適用会社となっている。なお、当社と同様に鉄道電気設備工事を施工する東日本旅客鉄道㈱の持分法適用会社が存在するが、当該持分法適用会社及び当社それぞれが独自で受注活動を行っている。

② 取引関係について

当社は、東日本旅客鉄道㈱の鉄道事業分野において、列車の安全・安定輸送を支えるための電気設備を施工するパートナー会社として位置付けられており、事業上の協力関係にある。東日本旅客鉄道㈱との取引は関連当事者との取引に該当するが、当該取引の内容、合理性、取引条件の妥当性等について独立社外取締役が3分の1以上を構成する当社取締役会にて定期的に検証を行い、取引の健全性及び適正性を確保する体制としている。東日本旅客鉄道㈱に対する売上高は、当社グループの売上高構成で大きな割合を占めていることから、同社の設備投資等の計画が、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性がある。

③ 人的交流について

当社グループの売上高構成で鉄道電気設備工事は大きな割合を占めていることから、鉄道に関する安全や技術をはじめとした幅広い知識や経験は、当社グループの事業戦略上、必須となるものである。従って、当社と東日本旅客鉄道㈱の間において、マネジメント強化、人材育成、業務習得等の観点から人事交流が行われており、出向社員の派遣及び受入れを行っている。また、専門的・客観的な視野による助言を得ることで、これら事業戦略をより一層強固なものとするべく、東日本旅客鉄道㈱より社外取締役1名を選任している。

④ 東日本旅客鉄道グループとの取引関係について

当社グループは、鉄道軌道上の工事用車両をリースするJR東日本レンタリース㈱等、東日本旅客鉄道グループ内の各社と取引を行っている。これら東日本旅客鉄道グループ内各社との取引は関連当事者との取引に該当するが、当該取引の内容、合理性、取引条件の妥当性等について検証を行い、取引の健全性及び適正性を確保する体制としている。

(6) 人材の確保と育成

当社グループの事業拡大にあたっては、電気工事施工管理技士や土木施工管理技士等の公的資格及び顧客固有の資格を有する技術者の確保及び育成が不可欠である。当社グループは採用活動における多様性の推進、社内外の充実した研修設備による人材育成、個々の働き方に合わせた社内制度拡充等による人材流出の防止に努めているが、工事施工を賄える人材確保、育成ができない場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 自然災害の発生

当社グループは、今後想定される震災等の大規模災害への備えとして、地震等災害対策要領並びに防災マニュアルを整備しているが、地震・洪水・台風等の自然災害が発生した場合は、事業活動の一時的な停止や施工中物件の復旧に多額の費用と時間を要する等により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(8) 感染症の流行

当社グループは、感染症の流行にあたり、従業員や協力会社の安全を第一に考え、衛生管理の徹底や時差通勤・テレワーク勤務等を推奨し、可能な限りの感染予防や拡大防止に努めているが、安全や施工体制の維持・確保ができない状況となった場合は、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(9) 資材価格及び労務費の高騰

当社グループは、原材料価格及び人件費をはじめとした建設コストの上昇に対して、発注者との価格交渉や効率化・生産性向上による原価低減を通じて利益改善に注力しているが、取り組みの成果を上回る建設コストの上昇が続く場合は、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 情報システム障害等の発生

当社グループは、総務・人事・会計・工事管理等の基幹業務を社内システムにより処理しており、セキュリティ対策は万全を期しているが、万一、そのシステムに人的ミス・自然災害・コンピュータウイルス等により障害が発生した場合は、事業運営に支障をきたす可能性がある。また、情報の流出等が発生した場合は、当社グループのイメージの低下や損害賠償の発生等により、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 環境関連法令及び規制等の強化

当社グループは、有害物質、廃棄物、商品リサイクル及び土壌・地下水の汚染などに関する種々の環境関連法令及び規制等の適用を受けており、グループを挙げて環境問題に取り組んでいるが、サステナブルな社会の実現に向けた意識の高まりに伴い、将来、環境関連法令及び規制等が強化されるなど、当社グループの環境保全のより一層の取組みが求められる場合には、対応コストの発生等により、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 気候変動

当社グループは、公共性が高い社会インフラ整備事業を主体としているため、中長期的な気候変動が工事の受注に与える影響は限定的と考えている。洪水・台風等の自然災害の頻発化・激甚化や夏季の記録的な猛暑等が発生した場合は、事業活動の一時的な停止や施工中物件の復旧に多額の費用と時間を要する等により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(13) 特有の法的規制等

当社グループの売上高構成で約9割を占める電気設備工事業は、建設業法に基づく特定建設業許可を受けているが、不正な手段による許可の取得や経営業務管理責任者・専任技術者等の欠格条項違反に該当した場合は、建設業法第29条により許可の取り消しとなる。当社グループでは、当該許可の諸条件や法令等の遵守に努めており、当連結会計年度末現在において、これらの許可の取消事由に該当する事実はないと認識しているが、万一、法令違反等によって許可が取り消された場合、当社グループの業績や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

法令等	許認可等	有効期限	取消事由
建設業法	特定建設業の許可 国土交通大臣許可 (般・特-4)第997号	令和4年5月21日から 令和9年5月20日まで (5年ごとの更新)	建設業法第29条

(14) 業績の季節的変動

当社グループの主たる事業である電気設備工事業の売上高は、契約により工事の完成引渡し第4四半期に集中するため、第4四半期の売上高が事業年度の売上高の4割程度となる傾向がある。また、販売費及び一般管理費等の固定費は各四半期に概ね均等に発生するため、利益についても第4四半期に偏重する傾向がある。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本リーテック株式会社 本店

(東京都千代田区神田錦町一丁目6番地)

日本リーテック株式会社 中央支店

(千葉県松戸市上本郷701番地)

日本リーテック株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市磯子区磯子一丁目4番3号)

日本リーテック株式会社 仙台支店

(宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の6)

日本リーテック株式会社 西日本道路インフラ支店

(愛知県あま市上萱津北ノ川47番地)

日本リーテック株式会社 西日本支店

(大阪府大阪市北区本庄西二丁目21番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の仙台支店及び西日本支店は、法定の縦覧場所ではないが、投資家の便宜を考慮し、縦覧に供する場所としている。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	日本リーテック株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長執行役員 久保 公人

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

40,569百万円

(参考)

(2023年12月29日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
1,185円	×	25,617,717株	=	30,356百万円

(2024年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
1,291円	×	25,617,717株	=	33,072百万円

(2025年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
2,275円	×	25,617,717株	=	58,280百万円

(注) 2023年12月30日は取引休業日であるため、その直前取引日である2023年12月29日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

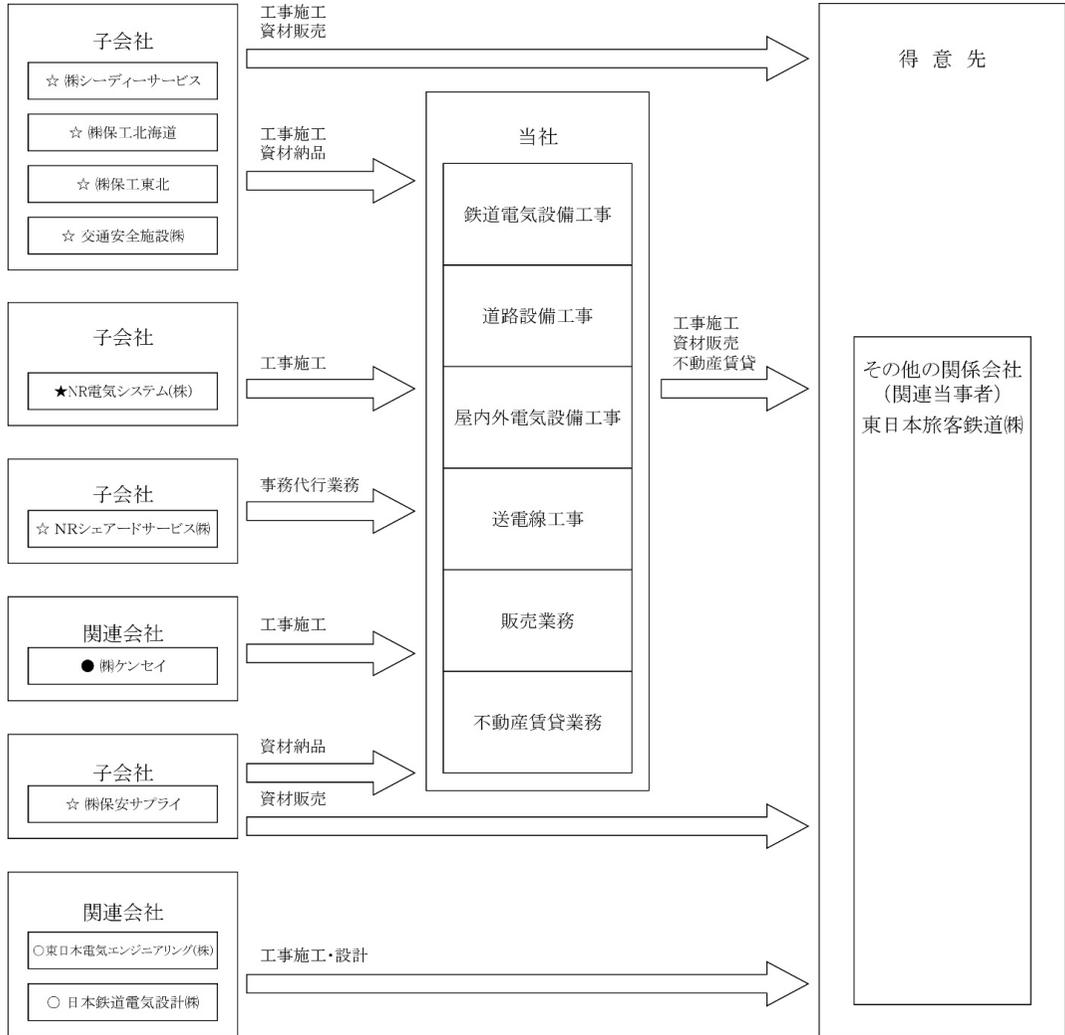
1 【事業内容の概要】

2026年2月20日現在、当社グループは、当社、子会社7社及び関連会社3社で構成され、電気設備工事業（鉄道電気設備工事、道路設備工事、屋内外電気設備工事、送電線設備工事）、兼業事業及び不動産賃貸事業を主な内容として事業活動を展開している。なお、2025年10月1日にNR電車線テクノ㈱とNR信号システム㈱が合併し、社名をNR電気システム㈱に変更している。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりである。なお、セグメントと同一の区分である。

区分		内容	関係会社
電気設備 工事業	鉄道電気設備工事	信号設備、電車線設備、発変電設備、電灯・電力設備、情報・通信システム、鉄道送電線工事	当社、㈱保工北海道、NR電気システム㈱、東日本電気エンジニアリング㈱、日本鉄道電気設計㈱
	道路設備工事	交通信号・道路情報制御システム、標識・標示、遮音壁・防護柵・裏面吸音板、景観サイン工事	当社、㈱保工北海道、㈱保工東北、交通安全施設㈱
	屋内外電気設備工事	屋外電気設備、屋内電気設備、太陽光発電システム工事	当社、㈱シーディーサービス
	送電線設備工事	送電線設備工事	当社、㈱シーディーサービス、㈱ケンセイ
兼業事業	製造・販売業務	交通施設に関する標識及び交通安全用品の製造・販売業務	当社、㈱保安サプライ、㈱保工北海道、㈱保工東北、交通安全施設㈱
		機械工具・工事用資材販売業務	㈱シーディーサービス
	保守・管理・事務代行業務	建物・関連設備の保守・管理業務、機械装置・仮設材関係の保守・管理業務・事務代行業務	㈱シーディーサービス、NRシェアードサービス㈱
不動産 賃貸事業	不動産賃貸業務	土地・建物の賃貸業務	当社

事業の系統図は次のとおりである。



- ☆印 連結子会社(6社)
- ★印 非連結子会社(1社)
- 印 関連会社で持分法適用会社(2社)
- 印 関連会社で持分法非適用会社(1社)

2 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	55,200,858	53,231,323	53,745,147	58,542,686	68,669,728
経常利益 (千円)	4,765,237	3,304,676	3,081,712	3,910,194	5,955,292
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	3,278,540	2,403,153	2,137,106	2,770,289	4,733,323
包括利益 (千円)	3,430,419	1,795,689	2,133,804	3,916,560	4,819,396
純資産額 (千円)	54,637,260	55,504,345	56,783,621	59,775,898	63,728,897
総資産額 (千円)	80,618,046	79,857,670	82,853,824	87,315,663	94,625,378
1株当たり純資産額 (円)	2,172.34	2,206.82	2,275.78	2,415.07	2,574.78
1株当たり当期純利益 (円)	130.35	95.55	85.07	111.37	191.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.8	69.5	68.5	68.5	67.3
自己資本利益率 (%)	6.2	4.4	3.8	4.8	7.7
株価収益率 (倍)	15.6	13.5	11.0	12.3	7.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,069,102	2,625,416	2,168,220	3,864,532	2,040,534
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,520,603	△455,039	△830,850	△1,849,618	△1,185,975
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,017,206	△1,088,844	△1,327,814	△960,439	△1,442,649
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	6,747,295	7,828,827	7,838,382	8,892,857	8,304,766
従業員数 (人)	1,543	1,570	1,553	1,551	1,518

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していない。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	48,293,830	47,250,687	47,197,186	51,084,144	59,983,079
経常利益 (千円)	3,833,878	2,990,312	2,466,068	3,018,277	4,483,783
当期純利益 (千円)	2,583,991	2,209,919	1,678,162	2,114,360	3,609,188
資本金 (千円)	1,430,962	1,430,962	1,430,962	1,430,962	1,430,962
発行済株式総数 (千株)	25,617	25,617	25,617	25,617	25,617
純資産額 (千円)	41,640,053	42,438,201	43,328,601	45,464,762	47,860,199
総資産額 (千円)	65,344,983	64,824,934	67,274,403	70,742,941	77,005,914
1株当たり純資産額 (円)	1,655.58	1,687.32	1,736.53	1,836.87	1,933.65
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	27.00 (—)	27.00 (—)	27.00 (—)	35.00 (—)	77.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	102.74	87.86	66.80	85.00	145.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	63.7	65.5	64.4	64.3	62.2
自己資本利益率 (%)	6.4	5.3	3.9	4.8	7.7
株価収益率 (倍)	19.8	14.7	14.0	16.1	10.2
配当性向 (%)	26.3	30.7	40.4	41.1	52.8
従業員数 (人)	1,154	1,169	1,149	1,141	1,116
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX)	131.5 (142.1)	85.7 (145.0)	64.9 (153.4)	94.8 (216.8)	107.1 (213.4)
最高株価 (円)	3,270	2,077	1,340	1,510	1,639
最低株価 (円)	1,568	1,202	714	908	891

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していない。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものである。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2026年3月期第3四半期連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)の業績の概要

2026年2月12日開催の取締役会において承認され、公表した2026年3月期第3四半期連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)に係る財務情報は以下のとおりであります。

なお、当該四半期財務情報は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められている四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されており、監査法人による四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書を受領しております。

また、金額は千円未満を切捨てて表示しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	8,314,766	7,292,656
受取手形・完成工事未収入金等	45,141,633	51,509,796
未成工事支出金	1,158,272	1,800,634
商品及び製品	69,062	59,056
仕掛品	5,700	5,520
材料貯蔵品	290,025	313,666
その他	715,914	2,282,182
流動資産合計	55,695,375	63,263,514
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	10,256,389	9,875,348
機械・運搬具（純額）	322,514	320,232
工具器具・備品（純額）	300,242	351,726
土地	9,030,936	9,177,720
リース資産（純額）	1,536,764	1,257,506
建設仮勘定	4,106	634,479
有形固定資産合計	21,450,952	21,617,013
無形固定資産	390,646	322,403
投資その他の資産		
投資有価証券	16,185,080	18,490,807
その他	907,746	630,952
貸倒引当金	△4,425	△4,425
投資その他の資産合計	17,088,402	19,117,334
固定資産合計	38,930,002	41,056,751
資産合計	94,625,378	104,320,266

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	9,660,729	7,494,996
電子記録債務	3,258,239	2,106,618
短期借入金	500,000	11,500,000
未払法人税等	2,057,589	327,438
未成工事受入金	458,347	1,406,004
完成工事補償引当金	2,787	3,002
賞与引当金	2,308,283	663,565
その他	6,156,314	8,024,552
流動負債合計	24,402,291	31,526,178
固定負債		
退職給付に係る負債	4,888,860	4,958,648
役員退職慰労引当金	23,074	20,980
その他	1,582,255	2,358,191
固定負債合計	6,494,189	7,337,819
負債合計	30,896,481	38,863,997
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,430,962	1,430,962
資本剰余金	3,205,423	3,236,719
利益剰余金	56,988,902	57,520,073
自己株式	△769,647	△743,586
株主資本合計	60,855,640	61,444,169
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,321,136	3,874,068
退職給付に係る調整累計額	552,119	138,029
その他の包括利益累計額合計	2,873,256	4,012,098
純資産合計	63,728,897	65,456,268
負債純資産合計	94,625,378	104,320,266

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
売上高	43,897,764	48,488,805
売上原価	38,139,130	41,144,805
売上総利益	5,758,634	7,344,000
販売費及び一般管理費	3,927,841	3,971,919
営業利益	1,830,792	3,372,081
営業外収益		
受取利息	605	4,140
受取配当金	162,437	212,612
物品売却益	147,884	144,107
持分法による投資利益	209,308	171,949
その他	53,792	52,504
営業外収益合計	574,029	585,315
営業外費用		
支払利息	55,680	66,667
貸倒損失	12,215	—
その他	9,442	14,482
営業外費用合計	77,339	81,149
経常利益	2,327,482	3,876,246
特別利益		
固定資産売却益	101	90
国庫補助金	650	—
特別利益合計	751	90
特別損失		
固定資産除売却損	23,198	159,679
特別損失合計	23,198	159,679
税金等調整前四半期純利益	2,305,035	3,716,658
法人税、住民税及び事業税	246,496	352,335
法人税等調整額	425,437	818,380
法人税等合計	671,933	1,170,715
四半期純利益	1,633,101	2,545,943
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,633,101	2,545,943

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
四半期純利益	1,633,101	2,545,943
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△93,617	1,507,041
退職給付に係る調整額	△74,582	△414,089
持分法適用会社に対する持分相当額	△14,065	45,890
その他の包括利益合計	△182,264	1,138,841
四半期包括利益	1,450,836	3,684,785
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,450,836	3,684,785
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	電気設備 工事業	兼業事業	不動産賃貸 事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	41,422,076	2,184,218	291,469	43,897,764	—	43,897,764
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	1,665,979	34,823	1,700,802	△1,700,802	—
計	41,422,076	3,850,198	326,292	45,598,567	△1,700,802	43,897,764
セグメント利益	3,918,621	313,262	128,691	4,360,575	△2,529,782	1,830,792

(注) 1. セグメント利益の調整額△2,529,782千円には、セグメント間取引消去21,669千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,551,452千円が含まれている。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	電気設備 工事業	兼業事業	不動産賃貸 事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	45,934,496	2,256,874	297,435	48,488,805	—	48,488,805
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	1,774,169	44,695	1,818,865	△1,818,865	—
計	45,934,496	4,031,043	342,131	50,307,671	△1,818,865	48,488,805
セグメント利益	5,354,182	314,476	137,442	5,806,102	△2,434,020	3,372,081

(注) 1. セグメント利益の調整額△2,434,020千円には、セグメント間取引消去13,367千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,447,388千円が含まれている。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	1,100,303千円	1,134,550千円

3. 補足情報

部門別受注高・売上高・繰越高の状況

※送電線設備部門には、従来の送電線網構築工事に加え、次世代の社会基盤を構築する系統用蓄電池やデータセンター等のエネルギー基盤工事を含めて表示しております。

①受注高

(単位：千円)

区 分	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	比較増減	増減率(%)
電気設備工事業				
鉄道電気設備	26,913,629	26,250,350	△663,279	△2.5
道路設備	8,563,904	9,497,881	933,977	10.9
屋内外電気設備	4,150,042	5,814,821	1,664,778	40.1
送電線設備	5,801,950	15,750,785	9,948,835	171.5
合 計	45,429,526	57,313,839	11,884,312	26.2

②売上高

(単位：千円)

区 分	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	比較増減	増減率(%)
電気設備工事業				
鉄道電気設備	21,963,694	23,487,422	1,523,727	6.9
道路設備	7,172,479	7,499,606	327,126	4.6
屋内外電気設備	3,978,231	5,788,758	1,810,526	45.5
送電線設備	8,307,670	9,158,708	851,038	10.2
小 計	41,422,076	45,934,496	4,512,419	10.9
兼業事業	2,184,218	2,256,874	72,655	3.3
不動産賃貸事業	291,469	297,435	5,965	2.0
合 計	43,897,764	48,488,805	4,591,040	10.5

③繰越高

(単位：千円)

区 分	前第3四半期 連結累計期間末	当第3四半期 連結累計期間末	比較増減	増減率(%)
電気設備工事業				
鉄道電気設備	28,698,147	28,865,081	166,933	0.6
道路設備	5,485,308	6,472,544	987,235	18.0
屋内外電気設備	8,315,322	7,460,487	△854,835	△10.3
送電線設備	11,738,872	16,298,885	4,560,012	38.8
合 計	54,237,650	59,096,997	4,859,346	9.0

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2026年2月12日

日本リーテック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	吉田 秀樹
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	西谷 直博
業務執行社員		

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている日本リーテック株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

